

毎年、文部科学省が全国の小中高校及び特別支援学校を対象にして、暴力事件、いじめ、自殺などの状況を調査し、改善の施策を考えるための「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を行っている。去る平成26年10月16日、平成25年度の調査結果が公表された。そこでは、さまざま角度から統計が集計されているが、今回はネット上のいじめ、より具体的には掲示板やブログ、プロフィールによるいじめなどについて考えていきたい。

平成25年度の児童生徒の問題行動調査によれば、いじめの中で多い態様は、冷やかしゃやからかい、悪口や脅し文句、仲間はずれ、集団による無視、軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりするなどであり、昔からのいじめの内容とそれほど変わらない。しかし、パソコンや携帯電話などを使ったいじめが全体の4.7%ではあるものの、前年対比で増加傾向にある。

ネット上のいじめは不特定多数の者から時間の区別なしに絶え間なく誹謗中傷が行われることから、被害

者に取ってみれば短時間で深刻な状況に追い込まれる。加害者から見ても、簡単に書き込みができ、名前をわざわざ名乗る必要もないことから安易に書き込むこととなる。情報モラル教育を十分に受けていない児童生徒が、簡単に安易に被害者にも加害者にもなり得る危険性がそこにはある。このようなネット上のいじめに対する対策は、他のいじめと異なり、家族や教師が児童生徒の携帯電話などの利用状況を把握することがそもそも難しく、気がついた時にはすでに遅いという前提に立ち、連続した素早い対応が必要である。

いじめ全体で見れば、いじめられた児童生徒が相談するのは学級担当や養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員、そして、家族が大多数である。もちろん、相談すらできない児童生徒が数多く存在するという暗数の問題もあるが、まずは、学校側や家族が相談をされた場合、その誹謗中傷の書き込み内容をプリントアウトするなどして保存することが第一である。その際、掲示板などのURLを控えることも大切である。この手法は、ネット上で大人が誹謗中

傷されている場合の対応策と同様だ。場合によってはパソコンからは閲覧できず携帯電話機からしか掲示板などにアクセスできないこともある。その場合は画面をデジタルカメラで撮影するしかない。そして、掲示板などの管理者に削除依頼をし、その後、削除がされていない場合には、プロバイダ(掲示板サービス提供会社)へ削除依頼をすることとなる。さらに、プロバイダに対して、いわゆるプロバイダ責任法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)に基づき、書き込みをした情報発信者が誰であるかを突き止め、その発信者に対して損害賠償請求などを行うことで書き込みを止めることも重要である。

このような動きを迅速に行うことで、すでに誹謗中傷されて深く傷つき、周りの友達関係に対しても疑心暗鬼になってしまっている児童生徒の心を少しでも安定させ、将来に向けての更なる被害の発生を防止することが肝要である。

すでに新学習指導要領には情報モラル教育の充実と教員の児童力の

向上が導入されている。小学校低学年から発達の段階に応じて情報モラルの教育を行っていくことは、時間がかかることではあるがとても重要だ。そして、少し議論を広げれば、大人になっても安易にネット上で誹謗中傷が続けられている現実がある。匿名性が強いために無責任に対応する大人の姿がそこにある。

スマホなどを握りしめ、それぞれの世代で優先してやらなければならないこと、考えなければならぬことが、目を背け、いたずらにゲームに興じ、ネットにアクセスし続けるなどする姿、中毒症状ともいえるほど時間を無為に過ごす姿を我々は地下鉄や電車などで日常的に垣間見ている。時間に対して自己規律していこうとする意思やノウハウを身につけないままスマホなどを操作し続ける姿は大人も児童生徒も変わらない。我々が日々の生活で使える時間は、大人も児童生徒も同じである。そのような中で、他者に対して思いやる気持ちやどんとんと希薄になっている原因の一つがここにあると考えているのは私だけであろうか。

法律談 40

法相 R

ネット上のいじめについて

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。高橋・日浦法律事務所代表。